

30 監 査 第 23 号  
平成 30 年 4 月 23 日

別記請求人及び代理人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 神 野 博 史

同 鈴 木 喜 博

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

平成30年3月14日及び同月30日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

- 1 本件住民監査請求が地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。
  - (1) 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度であることから、請求人は当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。
  - (2) 本件住民監査請求の措置請求書に記載された請求人の住所地の本県各市町に対して住民登録の有無を照会した結果、本県の住民であることが確認できなかった。
- 2 よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法である。